

平成21年度

低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金

公募要領

平成22年1月

経済産業省 地域経済産業グループ

目 次

ページ

1. 事業の目的・補助対象事業について P. 1
2. 補助対象事業者について P. 1
3. 補助率及び補助対象経費等について P. 2
4. 事業実施期間について P. 3
5. 補助事業者の義務等 P. 3
6. その他 P. 3
7. 応募書類の提出について P. 4
8. 採択の審査及び結果通知について P. 5
9. 応募書類等の様式について P. 7
<参考> 公募に関する受付及びお問い合わせ先 P. 18

1. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の目的

この補助事業は、低炭素社会の基盤となり将来の大きな成長が見込まれる市場において信頼性の高い技術力を有するなど国際競争力が高い企業が経済状況の変化に伴い海外に流出する懸念も高まる状況の中、国内雇用の創出に寄与しつつ国内への投資を加速し設備等を新增設する企業に対し、国がその経費の一部を補助することにより、低炭素型産業の国内集積を高め、地域経済の活性化に資することを目的とするものです。

(2) 補助対象事業

以下のすべてに該当する事業

- ① 低炭素技術を利用した製品又はその部材の製造に係る事業
- ② 将来の大きな成長を先取りする規模の設備投資を行う事業
- ③ 安定的な国内雇用を多く創出する事業

(3) 補助対象要件

以下の要件をすべて満たすもの

- ① 「Cool Earth エネルギー革新技術計画（平成20年3月経済産業省）」や「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）」に記載された技術分野にかかるもの
- ② 直近（平成20年度実績）の国内総市場規模（国内総出荷高）の原則1.5倍以上の生産能力を1社で増強するもの
- ③ 補助対象経費1億円あたり、原則1.5人以上の雇用を創出し、4年間維持するもの
- ④ 当該補助事業に係る投資計画について、緊急経済対策に関する閣議決定（平成21年12月8日）以前に对外発表していないこと（ただし、閣議決定日以前に発表した計画に加えて、追加的に設備投資を行うとした場合であって、当該追加投資を行うことを閣議決定日以前に对外発表していないときは、当該追加投資部分は除く）

2. 補助対象事業者について

本補助金の補助対象事業者は、上記1.（3）に掲げる要件をすべて満たし、事業終了後の設備等の管理・運営等を責任を持って実施することができる民間事業者とします。

なお、「中小企業」とは、以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人を指します

	資本金基準 (資本金の額又は出資の 総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の 数)
中小企業（注）	3億円以下	300人以下

(注) ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下、「大企業」という）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、「見なし大企業」という）。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の見なし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人

3. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助対象経費及び上限額

補助対象経費及び上限額は以下のとおり。

補助金 名称	補助対象事業		上限額
	補助対象	内容	
低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金	(1) 設備費等	補助事業者の生産施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要な経費	50億円
	(2) 調査設計費	上記設備機械装置の据え付け等に必要な調査費及び設計費	

(2) 補助率

補助率は以下のとおり。

補助対象事業者	補助率
中小企業以外の企業	1/3以内
中小企業	1/2以内

4. 事業実施期間について

交付決定日から平成22年3月31日までとします。

ただし、事業実施期間については、事前に各経済産業局の担当課へ必ずご相談下さい。

5. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、経済産業局長から補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は国の会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、経済産業大臣が別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、当該取得財産等については、経済産業大臣が別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に経済産業局長の承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を国庫に返納していただくこととなります。
- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後7年間、補助事業に係る収益状況について報告していただくこととなります。本報告により収益が生じたと認められる場合には、補助金の交付額を限度として、国庫に返納していただくこととなります。
- ⑧ 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後4年間、雇用創出の状況について報告していただくこととなります。

6. その他

- ① 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続

により支払われます。)

また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続き、財務省の承認を得たうえで、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。

- ② 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費は対象となりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業により整備された施設の運営、貸与により収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんので御注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に所管の経済産業局に御相談ください。

7. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成22年1月29日(金)～平成22年2月25日(木) 正午まで【必着】

(2) 提出方法

応募される方は、別紙様式（P. 7～17）により作成のうえ、正本1部、写し10部の計11部を、上記期間までに実施事業場所を管轄する経済産業局の担当課へ郵送又は持参にて提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるよう十分ご注意ください。

(3) 提出先、問い合わせ先

本補助事業を実施する事業場を管轄する経済産業局へ提出下さい。

応募書類の提出先の経済産業局担当課及び管轄区域等については（P. 18「(参考)公募に関する受付及びお問い合わせ先」）のとおりです。

また、この補助金に関するお問い合わせも同課にお願いします。

(4) インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/data/c100129aj.html>

申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

(5) 提出書類について

- ① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大

きはA4判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。

- ②以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本1部、写し10部を紙媒体で提出するとともに電子媒体（CD-R（「提出書類」をWord形式で保存したもの）を提出して下さい。なお、通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。
- ③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。
- なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんのでご注意ください。

「提出書類一覧表」

提出書類	書 類 名	様式
	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書（同説明書に記載してある添付書類を含む）	様式第2
添付書類等	<input type="checkbox"/> 応募者の概要がわかるもの（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 決算報告書（直近3年分） <input type="checkbox"/> 補助事業に係る実施体制図及び役割分担	

（注）提出書類及び補足資料は、正本1部、写し10部の計11部を紙媒体で提出するとともに電子媒体（CD-R（「提出書類」をWord形式で保存したもの）を提出してください。

8. 採択の審査及び結果通知について

（1）採択時の主な審査内容

①基本的事項の審査

ア. 補助対象要件

1.（3）補助対象要件をすべて満たしているか

イ. 補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

ウ. 補助事業の実施体制

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

② 事業内容に関する審査

ア. 雇用創出効果

安定的な国内雇用をより多く創出する事業となっているか

イ. 技術力

安全面における信頼性の高い技術及び実績を有しているか

納品（予定）先の多さなど商業的に受容の幅が広い技術力を有しているか

革新性のある技術を有した製品又は部材であるか

ウ. 集積効果等

地域経済及び地域産業への波及効果が望める事業となっているか
既存地域活性化策との連携がなされているか

エ. 海外における類似政策

同種の製品又は部材の製造業に対して、海外政府による立地助成策が存在するか

③ その他

ア. 同種の製品に対する国費による既存の支援策との重複関係を考慮

イ. 全く同種の事業について多数の申請があった場合、上記の考慮要件を踏まえて優先すべき事業を選定

(2) 採否の通知等

選定結果（採択または不採択）の決定後は、各経済産業局等から速やかに通知します。

※採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

(3) 公募のスケジュール

1月29日（金）～2月25日（木）正午	受付期間
2月25日（木）～	採択審査
3月下旬	採択内示

(4) その他

本制度では、応募書類の取り扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

9. 応募書類等の様式について

(様式第1)

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金の応募について

低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金について、下記のとおり応募します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の

算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

様式第2

住 所
氏 名（法人の名称及びその代表者の氏名）

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画

- (1) 補助事業の目的及び内容
 - (イ) 目的及び内容
 - (ロ) 実施場所
 - (ハ) 敷地面積
 - (ニ) 事業実施部分の敷地・建物の所有関係
 - * 他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること
 - (ホ) 延べ床面積
 - (ヘ) 建物等の構造
- (2) 補助事業の実施期間
 - (イ) 補助事業の開始（予定）年月日
 - (ロ) 補助事業の完了（予定）年月日
- (3) 添付書類
 - (イ) 補助事業の実施場所の付近見取図
 - (ロ) 設備の配置図、平面図及び立体図

2. 補助事業の効果

- (1) 市場拡大効果（見込み）
 - * 「生産能力関係（別添2）」の1. 今回の補助申請事業に伴い新設又は増強した製品又は部材に係る設備の出荷可能高（生産能力）を記載のこと
- (2) 雇用創出効果（見込み）
 - * 「雇用関係（別添3）」の3. (2)雇用増加数を記載のこと
- (3) 添付書類
 - 上記（1）及び（2）の根拠となる資料（別添1～6）

2. 補助事業の収支予算

(1) 収入 (単位:円)

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 金 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

① 総括表

(単位:円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者	補助金交付申請額
設備費等				
調査設計費				
小 計				
そ の 他				
合 計				

② 経費の内訳（各経費区分ごとの内訳を記載）

(イ) 設備費等

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
小 計				
合 計				

(ロ) 調査設計費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
小 計				
合 計				

(二) その他

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

設備投資関係

1. 今回の補助事業において製造する製品又は部材の名称

- (1)
(2)

2. 上記の製品又は部材に関して、「Cool Earthエネルギー革新技術計画（平成20年3月経済産業省）」又は「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）」において該当する技術分野

- (1)
(2)

3. 設備投資計画

（補助申請事業と同一の事業場において新たに設置する補助金申請していない設備も記載のこと）

設備名称	単価 (千円)	数量 (台)	金額 (千円)	製造する製品又は部材 (用途含む)	設置する事業場名 (所在市町村)
【補助申請分】					
①					××工場 (〇〇県△△市)
②					
小計					
【補助申請 以外分】					
③					
④					
小計					
合計					

4. 具体的な投資案件に対する対外公表の有無

(1) 緊急経済対策に関する閣議決定（平成21年12月8日）以前の当該補助事業に係る投資計画の発表の有無：

(2) 上記(1)で「有」の場合、当初投資計画からの追加投資がある場合は追加部分を記載

当初計画から追加投資の概要（当初公表資料があれば添付のこと）

生産能力関係

1. 今回の補助申請事業において新設又は増強する製品又は部材に係る設備の出荷可能高（設備の生産能力）（X）

2. 平成20年度の上記製品又は部材の国内総市場規模（国内総出荷高）（Y）
* 出典及び当該データを添付のこと

3. 市場拡大効果：[X ÷ Y]
* 上記計算式により算出される数値が、1.5以上であること

雇用関係

1. 補助事業を行う事業部門の雇用数（申請時：平成22年1月末時点）

〇〇人

2. 生産計画と雇用数の推移

(単位：)

	年度 ()	年度 ()	年度 ()	年度 ()	年度 ()	年度 ()	年度 ()
生産（計画）							
補助事業を行う事業部門の雇用数							
補助事業を行う事業部門における本補助事業による雇用増加数(a)							
雇用創出効果(b) (a÷補助対象経費)							

(注) 事業終了後から雇用要件1. 5人を4年間満たす年度まで記載のこと

1. 5人要件を最初に満たした年については、年度欄の下段の()内に「N」と記載し、次年度以降「N+1」、「N+2」、「N+3」と記載のこと

3. 雇用効果

(1) 雇用要件達成までに要する期間： 年間

* 22年度末から「N+3」年度末までの期間を記載のこと

例えば、「N+3」年度が26年度の場合、 $26 - 22 = 4$ 年間と記載のこと

(2) 雇用増加数（累計人数）： 人

* 1. 5人要件を満たす4年間の雇用増加数の累計値。上記当該事業部門における雇用増加数(a)のうち、「N」年度から「N+3」年度までの合計値を記載のこと

(3) 雇用創出効果（補助金1億円あたりの雇用増加数）： 人/億円

* 「雇用増加数の平均値（上記(2)雇用増加数÷4）」

÷ 「補助対象経費額（億円）」で算出される人数を記載のこと。

4. 補助事業実施市町村（管轄ハローワーク）における有効求人倍率（過去3年平均）

	19年	20年	21年	平均
①市町村（管轄ハローワーク名）				
②市町村（管轄ハローワーク名）				
	—	—	—	

(注) 複数地域で事業を実施する場合には、その平均値で判断

技術関係

1. 当該製品又は部材に係る技術の革新性の説明

* 製品又は部材の写真などイメージできるものを添付のこと。

2. 技術の信頼性及び実績

(1) 当該製品又は部材の上市時期： 年 月

* 未だ上市されていない場合はその旨記載下さい。

(2) 当該製品又は部材が上市された際の最終製品のメーカーと製品名

(3) 当該製品又は部材に関する事故又はリコールの有無

3. 技術の商業的受容性（販売計画）

<製品A>

		21年度	22年度	23年度	24年度
既に取り引関係を有している先					
	A社				
	B社				
現在交渉中の取引先					
	C社				
	D社				

<製品B>

		21年度	22年度	23年度	24年度
既に取り引関係を有している先					
	A社				
	B社				
現在交渉中の取引先					
	C社				
	D社				

集積効果関係

1. 地域経済及び地域産業への波及効果

(1) 地域(事業実施場所を含む事業実施近隣市町村)雇用創出の有無及び雇用人数:「 」人

(2) 地域産業への波及効果

* 本補助事業実施による地域企業との協力関係の構築などの波及効果を具体的に記載のこと

2. 国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無

(国の地域活性化策の例) 地域再生計画(内閣府)、企業立地促進法に基づく基本計画(経済産業省) 産業クラスター計画(経済産業省)、定住自立圏構想(総務省)、頑張る地域応援プログラム(総務省)、地域雇用創造推進事業(厚生労働省)、地域自立・活性化総合支援制度(国土交通省)など、内閣官房の「地域活性化施策の推進に関する検討チーム」が定めた地域活性化施策体系に関連する事業のうち、企業立地促進との関連がある事業

* 関連が有る場合には、その施策名と計画との位置づけを記載し、該当箇所の記述を添付のこと

海外における類似政策

1. 同種事業に対する海外政府による立地助成策の有無

2. 立地助成策の概要(上記1.「有」の場合)

(1) 助成策の名称:

(2) 国名:

(3) 助成策の内容(含む予算額、助成対象製品・部材及び内外無差別か否かなど)

<参 考>

公募に関する受付及びお問い合わせ先

経済産業局等 (担当課室)	所在地／TEL & FAX & URL	管轄する 都道府県
北海道経済産業局 産業部 産業立地課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL:011-736-9625 FAX:011-709-1798 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL:022-221-4906 FAX:022-215-9463 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業立地室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0269 FAX:048-601-1311 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2716 FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-4 4 大阪合同庁舎1号館 TEL:06-6966-6012 FAX:06-6966-6077 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎 TEL:082-224-5638 FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8523 FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 産業立地課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-1-1 TEL:092-482-5435 FAX:092-482-5947 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL:098-866-1727 FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/move/	沖縄